

# 学 則

平成 元年 4 月 1 日制定  
平成 18 年 3 月 29 日改定  
平成 21 年 4 月 1 日改定  
平成 23 年 4 月 1 日改定  
平成 29 年 4 月 1 日改定  
令和 4 年 6 月 2 日改定  
令和 5 年 11 月 24 日改定

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「協会」と略称する。）は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士を養成し、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 協会が設定する社会福祉士養成所（通信課程）は、日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所（以下「養成所」と略称する。）という。

(位置)

第 3 条 養成所は、東京都港区浜松町 2 丁目 7 番 19 号 K D X 浜松町ビル 6 階公益財団法人日本知的障害者福祉協会内に置く。

## 第 2 章 修 業

(修業年限)

第 4 条 修業年限は 1 年 6 カ月とする。

(定員)

第 5 条 定員は 300 名とする。

(養成課程)

第 6 条 養成課程は社会福祉士一般養成施設（通信課程）とし、別表「学習進度計画表・授業計画」により編成する。

(対象地域)

第 7 条 養成所が対象とする地域は全国とする。

(履修方法)

第 8 条 授業は、印刷教材授業及び面接授業その他適当な方法によって行う。

2 印刷教材授業は、教材及び学習指導書その他適当なものを配布し、学習指導書の中に学習上の留意点、各科目の学習の目標等について述べるとともに、質問票による講師の直接指導によって正しく知識を修得できるように配慮する。

- 3 別表「学習進度計画表」に基づき、必要な教材を、各受講生宛に一括送付する。
- 4 面接授業は別表「授業計画」に定める学期内において、養成所及び近郊の会場にて行う。
- 5 ソーシャルワーク演習およびソーシャルワーク演習（専門）は、1 教室 20 名以内で行う。

（ソーシャルワーク実習）

第 9 条 ソーシャルワーク実習は養成所が確保する実習施設において行う。

2 実習担当教員は、次により実習効果の向上を図るものとする。

- (1) 実習担当教員は、各実習施設の実習指導者と協議して、巡回指導の日時を予め決定しておくものとする。
- (2) 実習担当教員は、実習指導者から当該実習生の実習状況についての報告を求めるとともに、必要な助言を行う。
- (3) 実習担当教員は、当該実習生に面接して、実習状況を聴取し、助言指導を行う。また、実習の臨床場면을観察し、併せてこれを評価する。

3 実習計画は別に定める。

4 第 13 条に掲げる入学資格要件(2)から(4)までに該当する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の履修を免除することができる。

5 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち 60 時間を上限として免除することができる。

（学期）

第 10 条 修業年限の学期を次のとおりとする。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 第 1 学期 | 5 月 1 日から 7 月 31 日まで     |
| 第 2 学期 | 8 月 1 日から 10 月 31 日まで    |
| 第 3 学期 | 11 月 1 日から 翌年 1 月 31 日まで |
| 第 4 学期 | 翌年 2 月 1 日から 4 月 30 日まで  |
| 第 5 学期 | 翌年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで  |
| 修業認定   | 翌年 8 月 1 日から 10 月 31 日まで |

（休日）

第 11 条 休日は次のとおりとする。

土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。ただし、面接授業及びソーシャルワーク実習が行われる場合を除く。

（入学時期・修業時期）

第 12 条 入学時期は 5 月 1 日とし、修業時期を翌年 10 月 31 日とする。

（入学資格）

第 13 条 入学資格は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下、「指定規則」という。）第 4 条の規定に基づき、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、養成所の入学選考に合格した

ものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下、「施行規則」という。）第 1 条の 3 第 3 項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第 1 条の 3 第 6 項各号に掲げる者であつて、指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事したもの
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第 1 条の 3 第 9 項各号に掲げる者であつて、指定施設において 2 年以上相談援助の業務に従事したもの
- (4) 指定施設において 4 年以上相談援助の業務に従事した者

（入学者の選考）

第 14 条 入学者の選考は、社会福祉に関する小論文及び入学願書等の書類審査により行う。

- 2 養成所長は、前項により受講者を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

（他の社会福祉士養成施設等からの転入学及び履修認定）

第 15 条 他の社会福祉士養成施設等からの転入学は認めないものとする。

- 2 他の社会福祉士養成施設等において、履修が認められた科目については社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針に基づき、総履修時間数の 2 分の 1 を超えない範囲で養成所における科目の履修に代えることができる。
- 3 前項にかかわらず、次については養成所における科目の履修に代えることを認めない。
  - (1) ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習のうち、いずれか一方の科目のみ該当する場合。
  - (2) ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）。
  - (3) 養成所における教育内容に相当すると認められない場合。

（入学手続）

第 16 条 第 14 条第 2 項に基づき、決定通知を受けた者は、指定の期日までに次の手続きを終了しなければならない。

- (1) 当該受講生の修学に関する責任を負うことのできる保証人 1 名を選定し届け出るものとする。
- (2) 第 25 条に定める授業料等を納入するとともに、所定の書類の提出等の手続きを行うものとする。

（休学・復学）

第 17 条 病気その他やむを得ない事由により各学期内にレポートの提出、面接授業の受講、実習等ができないために休学しようとする者は、必要書類を添えて休学願を提出し、養成所長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、修業年限内に限るものとする。

第 18 条 休学を必要とする事由が解消した者は、修業年限内に限り、復学願を提出し、養成所長の許可を得て復学することができる。

2 復学を許可された者は、未履修の科目等を次の修業年限に限り履修することができる。ただし、第 23 条に定める受講の延長を妨げない。

3 復学を許可された者は、別に定める継続授業料を納入するものとする。

(退学・除籍)

第 19 条 退学を希望する者は、退学願を提出しなければならない。

2 退学した者が再び入学を希望する場合、第 14 条および第 16 条に定める手続を行うものとする。

第 20 条 養成所長は次の各号に該当する者を、除籍とすることができる。

(1) 授業料等を納付せず、督促しても納付しない者

(2) 休学・復学・受講の延長（第 17 条、第 18 条、第 23 条）に定める手続きを所定の期限までに行わなかった者

(3) 第 17 条 2 項に定める期間内に復学できなかった者

(4) 在籍中に死亡の届出が出された者

2 前各号に該当する場合、授業料、実習費は返還しないものとする。

(成績評価)

第 21 条 成績評価は次により行う。

(1) 各科目の可否は、各科目のレポートの評価、面接授業の出席及び成績を総合して判定し、100 点満点として 60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

(2) レポートは別表「学習進度計画表」に基づき、各科目それぞれの教科配分月中に作成して担当教員の添削、指導を受けるものとする。

(3) 各科目のレポートの提出回数は、科目により定める回数とする。但し、担当教員の指示により、再度提出を求めることがある。

(4) 実習演習科目における面接授業等については必要時間数出席しなければならない。

① ソーシャルワーク演習とソーシャルワーク演習（専門）の出席時間数の合計が指定規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修の認定を行わない。

② ソーシャルワーク実習指導の出席時間数が指定規則に定める時間数の 3 分の 2 およびソーシャルワーク実習の出席時間数が指定規則に定める時間数の 5 分の 4 に満たない者については、当該科目の履修の認定を行わない。

(5) 全科目の判定の結果、不合格の科目が 4 以内である者は、養成所長に願い出て、当該科目の判定を 1 回限り受けることができる。この場合、別に定める再判定料を納入し、示された課題によるレポートを提出しなければならない。

(修業認定)

第 22 条 第 6 条に規定する養成課程を終了し、前条の(1)から(5)までの総合評価に

合格した者について修業を認定し、修了証書を授与する。

2 修業の認定は、修業年限の 10 月に行う。

(受講の延長)

第 23 条 前条の修業認定の結果、修了が認められなかった者は、受講延長願を提出し、別に定める受講延長料を納入し、養成所長の許可を得て受講を延長することができる。

2 受講の延長が許可された者は、未履修の科目を次の修業年限に限り受講することができる。

(修了の取消し等)

第 24 条 第 22 条により修業が認定され修了した者が、次のいずれかに該当した場合には、養成所長の判断において修了の取消し等を行うことがある。

(1) 不正の方法等により修了を認定された事実が判明した場合

(2) 第 21 条に規定する要件を欠くことが判明した場合

(入学選考料等)

第 25 条 入学選考料等は次のとおりとする。

(1) 入学選考料

5,500 円

(2) 入学金

33,000 円

(3) 授業料

253,000 円

(4) 実習費 (240 時間)

198,000 円

(180 時間)

143,000 円

2 入学後は、いかなる理由によっても入学選考料等は返還しないものとする。

(賞罰)

第 26 条 受講生がきわめて優秀な成績をあげた場合は、これを表彰することができる。

第 27 条 受講生が賞罰に該当するものがあつた場合は、養成所長がこれを判断するものとする。

### 第 3 章 組 織

(養成所の組織)

第 28 条 養成所に教務部及び庶務部を置く。

2 教務部は、養成課程の計画並びに実施の業務を行う。

3 庶務部は養成所の運営に必要な事務を行う。

附 則

第 1 条 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 令和 3 年及び令和 4 年に入学した者の履修については以下のとおりとする。

- (1) 入学時の課程における科目を履修し修業認定を受けるものとする。
- (2) 第 18 条に定める復学となった者若しくは第 19 条に定める受講延長となった者は、相談援助演習、相談援助実習指導についてはソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導の履修をもって当該科目を履修したものとして修業認定を受けるものとする。
- (3) 前項の者のうち、何らかの事情により令和 5 年度以降の課程で履修する者は、入学時の課程を履修したものとして修業認定を受けるものとする。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

〔様式 1〕

## 休 学 願

年 月 日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

社 会 福 祉 士 養 成 所 長 様

(学籍番号 番)

学生氏名 印

保証人氏名 印

下記の理由により休学したいのでご許可下さるようお願いいたします。

記

休学を希望する理由

〔様式2〕

## 復 学 願

年 月 日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

社 会 福 祉 士 養 成 所 長 様

(学籍番号 番)

学生氏名 印

保証人氏名 印

下記の理由により復学したいのでご許可下さるようお願いいたします。

記

復学を希望する理由

〔様式3〕

## 退 学 願

年 月 日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

社 会 福 祉 士 養 成 所 長 様

(学籍番号 番)

学生氏名 印

保証人氏名 印

下記の理由により退学したいのでご許可下さるようお願いいたします。

記

退学を希望する理由